

サービス利用時の注意事項

介護保険サービスの対象にならないもの

直接利用者本人のためではない行為 や 日常生活に支障がないと判断される行為
 日常的に行われる家事の範囲を超える行為 は対象になりません。



介護保険サービスの対象にならないもの

- *利用者以外のための洗濯・調理・買い物・布団干し
- *来客の応接（お茶や食事の手配など）
- *主として利用者が使用する居室など以外の掃除
- *留守番や話し相手のみ
- *草むしり・花木の水やり・植木の剪定等
- *犬の散歩などペットの世話
- *家具や電化製品の移動・修繕・模様替え
- *大掃除・窓ガラス拭き・床のワックスがけなど
- *室内外家屋の修理・ペンキ塗り
- *正月や節句のために日常より特別な手間をかけて行う調理



医療行為について

ホームヘルパーによる医療行為は基本的には認められていません。

※平成24年4月より一定の要件を満たしている介護職員等による痰の吸引、経管栄養の処置が認められるようになりました。痰の吸引や経管栄養の処置については、医師の指示に基づくものなので、必ず担当ケアマネジャーと相談して下さい。



金銭・貴重品の取扱い

預貯金の引き出しなど、金銭や貴重品の取扱いをヘルパーに頼むことはトラブルの原因になりますのでできません。



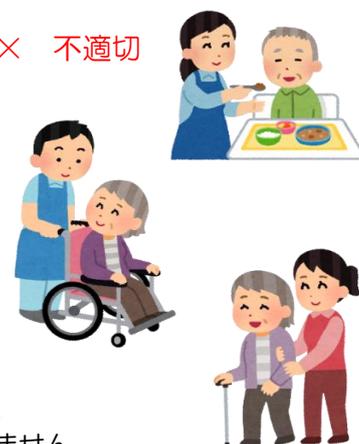
生活必需品の買い物に使用するために必要な金銭を、一時的にホームヘルパーに渡す場合には、金銭管理台帳やノートに記入してもらい、レシートや領収書を必ずもらうようにするなど、トラブルにならないようにしましょう。

外出介助の範囲について

利用者の日常生活上 必要が認められる援助 → ○ 適切

利用者の日常生活の援助の範囲を超え、趣味嗜好に関するもの → × 不適切

適切	不適切
通院（※1） 買物（※2） 介護保険施設等の見学（※3） 選挙の投票に行くための介助 官公署への届出 など	ドライブ カラオケ 観劇 お祭りなど地域行事への参加 外食 など



※1 原則として病院内での介助は除きます。

※2 日用品や生活必需品が対象となり、趣味嗜好に関するものは除きます。

※3 デイサービスやショートステイの「送迎」は、訪問介護の対象となりません。

※サービス利用についてのご相談やご質問は、訪問時又はお電話にて職員までお問い合わせ下さい。